

看板の老朽化、見逃していませんか？

小さな異変が、大きな事故になる前に。

屋外広告物はお店や会社の魅力を伝え、信頼やイメージを高めるために欠かせないものですが、適正に表示しないと景観を阻害したり危険な事故を生じさせるおそれがあります。

平成27年2月札幌市内において看板落下事故が発生し、通行人が意識不明の重体となる事故が発生しました。このことをきっかけに、三重県では条例を改正し、貼り紙など簡易なものを除く全ての屋外広告物(看板等)について、定期的な安全点検の実施を義務化しました。



高さ約15mから落下し、通行人が重体に ➡

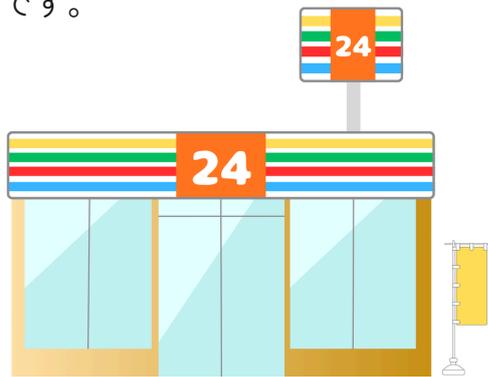
✓ 看板のタイプ別に、必要な対応をチェック

自家用広告物（敷地内看板）について

事業所等の敷地内にある看板(「自家用広告物」)は、一定の規模以下であれば設置許可は不要です。

ただし、安全確保のため、許可の有無にかかわらず、3年に1回以上の点検が必要です。

なお、一定の規模を超える場合は、設置許可が必要です。



自家用広告物（敷地内看板）の例

一般広告物（野立て看板等）について

「一般広告物」とは、自家広告物に該当しない屋外広告物をいい、大きさに関係なく設置許可が必要です。

更新は原則として1年ごとで、「屋外広告物自己点検結果報告書」の提出が必要です。

更新の約1~2か月前に、担当窓口から案内文書が届きますので、案内に従って安全点検を行い、期限内に更新手続きをしてください。



野立て看板の例

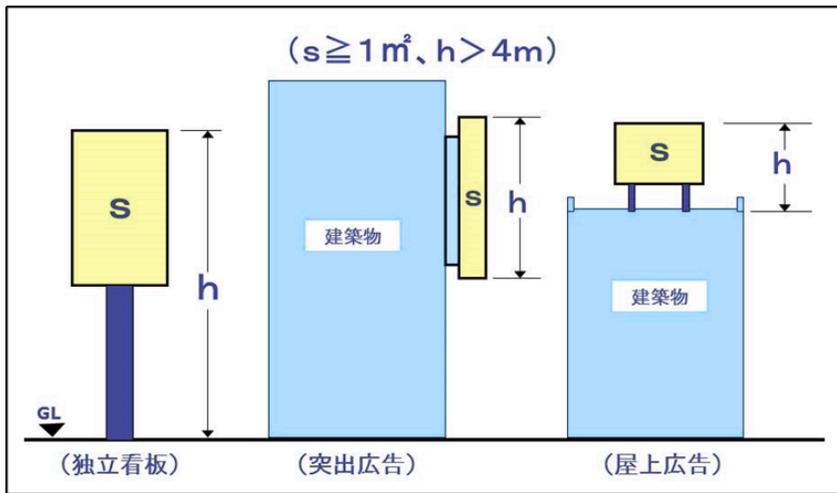
🔍 点検義務等の対象となる屋外広告物の一覧

屋外広告物の種類			点検義務	有資格者による点検	点検結果報告
①	許可要	表示面積 1㎡以上	高さ 4 m 超	○	○
			高さ 4 m 以下	○	○
②		表示面積 1㎡未満	○	—	—
③		許可不要 (自家用広告物※で表示面積10㎡以下のもの等)	○	—	—

※自家用広告物とは、自己の事業所や作業場等に自己の名称、店名等を表示する広告物をいいます。

有資格者による点検が必要な広告物はなんですか？

設置許可を要する屋外広告物のうち、表示面積1㎡以上、かつ高さ4mを超える広告物です。



点検できる「有資格者」は？

下記の資格が対象です。

- ① 屋外広告士
- ② 建築士(1級、2級、木造)
- ③ 電気工事士(第1種、第2種)
- ④ 電気主任技術者(第1種、第2種、第3種)
- ⑤ 職業訓練指導員
(帆布製品科、広告美術科)
- ⑥ 技能検定合格者
(帆布製品製造、広告美術仕上げ)
- ⑦ 特定建築物調査員
(建築基準法施行規則に規定する調査員)
- ⑧ (一社)日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

自分で点検を行う場合、看板の点検はどのように行えばいいですか？

「屋外広告物安全点検記録」を活用し、定期的に点検を行いましょ。まずは、普段立ち入れる場所からできるだけ近づいて、目視で看板の状態を確認します。もし目視だけでは安全性の判断が難しい場合は、打診などによる詳しい点検が必要です。点検の実施に不安がある場合は、有資格者による点検をご検討ください。



屋外広告物の安全点検制度HP

点検の実施や技術的なアドバイスについての相談は、どこに問い合わせればよいですか？

屋外広告物の点検については、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が屋外広告物点検技能講習を開催し、屋外広告物の点検に関する知識の普及を行っています。三重県では、その構成団体である「三重県屋外広告美術協同組合」がその役割を担っています。

〒514-0009 三重県津市羽所町545 羽所ビル2F
三重県屋外広告美術協同組合 (三重県屋外広告士会)
059-225-4735
<https://sankobi.com>



三重県屋外広告美術協同組合HP

屋外広告物に関する担当窓口 ※屋外広告物の設置前には必ず担当窓口にご相談ください。

地域等	担当窓口	電話番号	地域等	担当窓口	電話番号
いなべ市・桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	多気郡大台町	大台町 建設上下水道課	0598-82-3788
桑名市	桑名市 都市創造部都市計画課	0594-24-1223	伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備部都市計画課	059-382-9063	鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297
津市	津市 都市計画部都市政策課	059-229-3290	尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199	熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141
多気郡 ※大台町を除く	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586			

【発行】

三重県 県土整備部
都市政策課 景観・屋外広告班

059-224-2748

keimachi@pref.mie.lg.jp



三重県
屋外広告物HP